

## 女性の健康に関する連携体制構築に係るモデル事業 公募要綱

### 1. 目的

女性の健康については、若年期、性成熟期、更年期、老年期と、ライフステージにより女性ホルモンの分泌状態が劇的に変化し、男性とは異なる心身の変化を生じることを踏まえ、生涯にわたりライフステージ毎の特性に応じた支援が求められる。特に、近年の課題として、社会経済的な観点からも、働き盛りの時期に訪れる更年期症状、平均寿命の延伸に伴う老年期の長期化などに対応していく必要がある。

これまで自治体における相談、医療機関における診療等が行われてきたが、関係機関の役割分担や連携が必ずしも十分でなく、令和7年度に「女性の健康に関する実態調査及び教育資材作成等を担う女性健康相談支援対策構築事業」（以下、「女性の健康相談支援事業」という。）を実施し、女性の健康支援に関する資源の可視化、女性の健康の相談支援を行う者を養成するための資材開発、適切な受診勧奨を含めた相談支援を行うスキームの検討を行った。

本事業では、国立成育医療研究センターに設置された「女性の健康総合センター」と連携し、地域における女性の健康相談支援体制づくりを実際に各自治体で展開していくことを目指し、取組を実施中もしくは検討中の自治体に対して伴走支援を行うことを目的とする。

### 2. 公募の概要

#### (1) 公募対象

都道府県、市町村（政令指定都市、中核市、保健所設置市、特別区を含む）を対象とする。

#### (2) 公募要件

以下の全ての要件を満たすこと。（共通事項及び個別事項）

##### （共通事項）

- 令和8年度に女性の健康支援体制構築に係る新たな取組（既存事業を拡充する場合も含む）を実施予定であること。
- 地域の実情に応じ、近隣自治体の医療機関や保健所、薬局等と連携ができること。
- 医療機関の長やそれに準ずる者が参画する等、協議体を通じて対応が可能な体制を確保できること。
- 管内に女性の健康に係る基幹的な医療機関の候補<sup>※1</sup>があり、当該医療機関に事業内容について説明した上で、本事業の内容及び自治体並びに国立成育医療研究センターとの連携に理解を示し、協力いただける見込みのある機関を1か所以上確保できること。

※1：対象となる医療機関は、産婦人科を有する地域の中核病院、女性外来を有する医療機関、地域周産期母子医療センター等とする。診療科は産婦人科に限らず、女性外来や総合診療科等を有する医療機関も対象とする。

- 厚生労働省が実施する相談指導員向けの講習会に参加ができること。
- 事例集等の作成に協力できること。

## (個別事項)

### ① 都道府県

- 管内市町村（政令指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区を含む）※<sup>2</sup>と共に参加構成とすること。  
※<sup>2</sup>：実施する市町村数は問わない。
- 本事業終了後に今回参加していない他の管内市町村にも取組を広げる意欲があること。（本モデル事業参加後の展望については、様式1・2「今後の方向性」に記載すること。）

### ② 政令指定都市

- 所在する都道府県と共に参加構成すること。

### ③ 市町村（中核市、保健所設置市、特別区を含む）※<sup>3</sup>

- 都道府県と共に参加構成すること。  
※<sup>3</sup>：原則として、所在する都道府県と共に参加するものとする。ただし、地域の実情に応じて、近隣の他の都道府県と共に応募することも可能とする。

## (3) 公募事業の内容

自治体における女性の健康相談支援体制の構築に向け、以下の内容に関する事業を行う。なお、事業の実施に当たっては、国立成育医療研究センターに設置された「女性の健康総合センター」と連携し、今後、他の地域で女性の健康相談支援体制の構築の横展開に資することを念頭に事業を行う。

- 女性の健康相談支援窓口の設置（電話、メール、SNS等での相談を含む）
- 地域住民を対象とした女性の健康について、地域住民に対して相談支援や検診受診などの内容も含めた情報提供、普及啓発
- 自治体内の医療機関、薬局、関連団体等を対象とした女性の健康支援に関する研修会、勉強会等の開催
- 自治体と近隣の医療機関、薬局、企業、関連団体等の女性の健康支援に関する取組や連携の実態把握・調査の実施
- 自治体内の女性の健康支援に係る地域資源の可視化リスト（仮称）の作成
- 自治体内の女性の健康に関する連携体制構築に係る協議会の開催※<sup>4</sup>  
※<sup>4</sup>：既存の協議体を活用する場合も可。
- 女性の健康に係る各種調査研究への協力
- 市町村と都道府県との連携による女性の健康や医療に係る支援機関のネットワーク構築

## (4) 実施期間

採択の通知後から令和9年3月31日までとする。

## (5) 採択予定数

### 4 自治体（予定）

## 3. 費用

本事業の遂行に直接的に必要で、かつ本事業の実施に伴い新たに発生する経費は、原則として本事業の事務局である PwC コンサルティング合同会社（以下、「事務局」とする。）が自治体と協議の上、事務局が関係者・業者を選定し、直接契約の上、支払いを行う。支払いの対象は、事務局が事前に内容を確認し、支払い対象として認めた経費<sup>※5</sup>に限るため、経費の支払いを希望する場合は事前に事務局へ確認・相談すること。

※5：支払いの対象として想定する経費については、参考資料1を参照すること。

## 4. 応募方法

原則として同一都道府県内からの応募は1件限りとする。都道府県が応募する場合は、管内の複数市町村と共に参加を構成することができるが、同一都道府県内で複数の自治体がそれぞれ個別に応募することはできない。なお、市町村が応募する場合は、都道府県の推薦を得ること。

### (1) 提出書類

- 応募自治体に関する情報提供シート（様式1又は2）に必要事項を記入の上、以下の文書を添付すること。
  - ・ 都道府県からの推薦状（様式3）<sup>※6</sup>  
※6：市町村が主体で応募する場合のみ提出のこと。  
推薦状が用意できない場合は、都道府県との合意書（様式自由）で代用可能とする。
- その他必要に応じて、取組の参考となる補足資料を添付すること。なお、提出書類は、原則としてすべてA4サイズとすること。

### (2) 提出先

以下の方法により令和8年5月22日（金）17時（必着）までに提出すること。

#### 【提出方法】

- 電子媒体（PDF及びExcel、Word等の可変媒体）を以下のメールアドレス宛に送付すること。なお、PDFで提出する場合、可能な範囲でテキスト認識可能な電子媒体で提出すること。

#### 【提出先】

- 女性の健康に関する連携体制構築に係るモデル事業事務局（担当：杉浦）  
jp\_cons\_r8\_women\_health@pwc.com

## 5. 採択方法

「女性の健康に関する連携体制構築事業」内で審査を行う。応募内容については、必要に応じ、事務局から応募者に対し問い合わせを行う場合がある。

審査終了後、採択の可否について通知を行う。採択の通知は6月上旬～中旬を予定している。なお、採択決定後において、事務局が指示する関係書類が期限内に提出されない場合は、採択の取消しを行うことがあるので十分留意すること。

## 6. 本事業の照会先

本事業に関する照会先は以下のとおりとする。

- 女性の健康に関する連携体制構築に係るモデル事業事務局（担当：杉浦）  
jp\_cons\_r8\_women\_health@pwc.com

## 7. 留意事項

選定に当たっては、提出書類をもとに、以下の観点を参考に総合的に評価する。なお、全ての項目が応募時点で整っている必要はなく、本事業を通じて取組を進めていく意欲や見通しが示されていれば、応募段階では検討中の事項があっても差し支えない。

- (1) 地域課題・事業計画：地域の課題とそれに対する取組の方向性
- (2) 実施体制：庁内体制や関係機関との連携体制
- (3) 次年度以降の対応方針：取組の知見等を活かして、次年度以降の事業方針(案)や展望
- (4) その他：人口規模や地理的特性等を考慮して審査を行う

以上